

税制上の優遇措置 ※1

対象地域		過疎地域	認定産業振興 促進計画区域	地域未来投資促進法 促進区域	原子力発電施 設等立地地域		
法令等の種類		過疎地域 自立促進特別措置法	半島振興法	地域未来投資促進法	原子力発電施 設等立地地域 特別措置法		
国 税	法人 税	特定の事業用資 産の買換え特例	市街地等から工場適地等誘致地区内へ工場等に移 転し、買換資産として工場用地、建物、機械設備 等を取得し、旧用地等を譲渡する場合は課税の特 例が認められる。	—	—		
		対象業種	情報通信技術利用事 業、製造業、旅館業	製造業、旅館業	地域経済牽引事業	—	
		取得価格	2,000万円超	500万円（資本金が1,000 万円超5,000万円以下の法 人の場合は1,000万円、 5,000万円超の法人の場 合は2,000万円）以上	2,000万円超（国による事業 の先進性等確認手続が必 要）	—	
		償 却 割 合	機械等	10/100	32/100	40/100 (税額控除の場合は4/100)	—
			建物等	6/100	48/100	20/100 (税額控除の場合は2/100)	—
	地 方 税	不 動 産 取 得 税	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税	
			事業税	課税免除	不均一課税	—	不均一課税
			3年間	3年間	—	3年間	
		適 用 基 準	対象業種	農林水産物等販売 業、製造業、旅館業	①製造業②旅館業③農林水 産物等販売業④情報サー ビス業等	地域経済牽引事業	製造業、道路 貨物運送業、 倉庫業、こん 包業、卸売業 ※2
			取得価額	2,700万円超	対象業種①②500万円（資 本金の額等が1,000万円超 5,000万円以下の法人の場 合は1,000万円、5,000万 円超の法人の場合は2,000 万円）以上 対象業種③④500万円以上	1億円超 農林漁業関連業種の場合 には、5,000万円超	2,700万円超

地方税	市町村税	固定資産税	3年間 準拠法令に基づき条例により制度化している市町村において課税免除又は不均一課税 ※ただし、半島振興法及び原子力発電施設等立地地域特別措置法に基づく優遇措置は不均一課税のみ				
		適用基準	対象業種	農林水産物等販売業、製造業、旅館業	①製造業②旅館業③農林水産物等販売業④情報サービス業等	地域経済牽引事業	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業※2
			取得価額	2,700万円超	対象業種①②500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円）以上 対象業種③④500万円以上	1億円超 農林漁業及びその関連業種の場合には、5,000万円超	2,700万円超
対象市町村	弘前市（旧相馬村地域）、八戸市（旧南郷村地域）、五所川原市（旧金木町、旧市浦村地域）、十和田市（旧十和田湖町地域）、むつ市（旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村地域）、つがる市、平川市（旧碓ヶ関村地域）、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯨ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鱈町、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村	五所川原市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、中泊町、板柳町、鶴田町、野辺地町、横浜町、東北町（旧東北町地域）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 上記半島地域市町村が作成し、大臣の認定を受けた産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区	※基本計画ごとに対象市町村が異なる 【青森県地域未来投資促進基本計画】 青森県内の全市町村 【青森県八戸圏域基本計画】 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 【弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画】 弘前市	十和田市、三沢市、むつ市（旧むつ市地域）、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村			

※1. 要件については、各地域県民局県税部（県税）又は各市町村税担当（市町村税）までお問い合わせください。

※2. 製造業以外の業種は増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限る。